

# 東海第二原発の新安全協定と こんなにも違う 福井県の安全協定の現状!!



## ☆福井県の原発立地環境

福井県の嶺南地区には、今まで 15 基の原発が建てられ、今は 7 基が廃止措置になりました。また、電力事業者が 3 社（日本原電、日本原子力研究開発機構、関西電力）あり、UPZ 区域が福井県以外に 3 府県（京都府、滋賀県、岐阜県）にまたがる複雑な立地環境にあります。

## ☆福井の原発立地および周辺立地自治体

福井県には、17 市町があり、そのうち原発から 30 ㎞圏内に入る UPZ 自治体は 12 あります。もう少し詳しく述べると、4 つの原発立地市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）と 8 つの UPZ 自治体（小浜市、若狭町、南越前町、越前町、越前市、池田町、鯖江市、福井市）です。

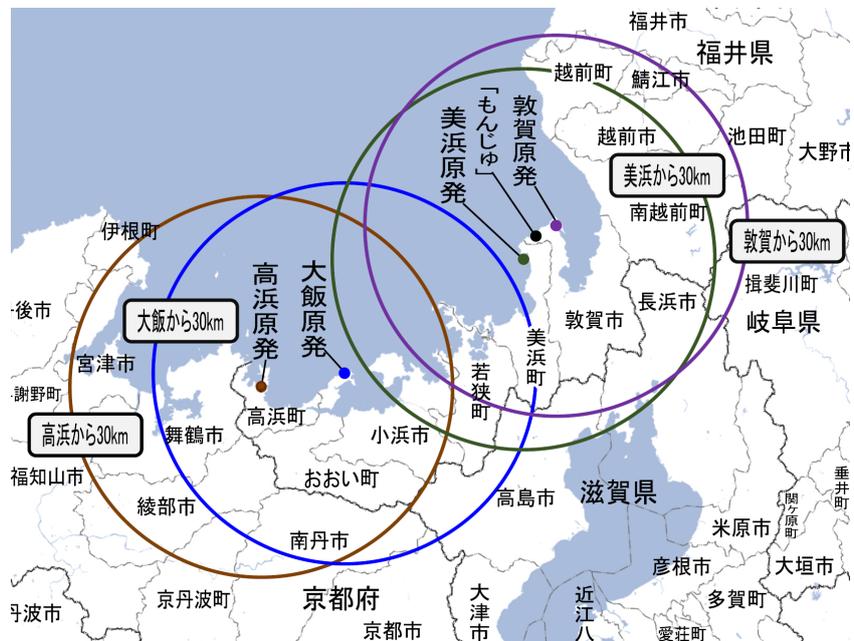
## ☆今までに締結された安全協定

- ①立地協定（例：美浜町と関西電力）
- ②大飯発電所に係る小浜市域の隣接協定
- ③隣接協定（例：若狭町と関西電力）
- ④隣々接協定（例：若狭町と日本原電）
- ⑤敦賀市、美浜町の相互立地隣接協定
- ⑥漁連協定
- ⑦越前市と日本原電との通報連絡協定（2018 年 5 月 11 日締結）

※立地協定は 1971 年 8 月、大飯発電所に係る小浜市域の協定書は 1979 年 4 月に結ばれ、1991 年の美浜原発 2 号機蒸気発生器伝熱管破断事故後に、隣接、隣々接協定が次々と結ばれます。

## ☆準立地市町連絡協議会の設立

準立地協議会は、美浜原発 2 号機の蒸気発生器伝熱管破断事故後に「原発の安全運転、安全体制、および廃止措置を監視し、準立地地域住民の民生安定と地域の活性化を図ること」を目的に設立されました。事業内容は、①安全運転確立および廃止措置のための監視および調査・研究、②準立地地域の活性化対策の推進、③原子力発電所立地地域と準立地地域との格差是正および一体化した振興策の確立、④その他、目的達成に必要な事業、となっています。準立地協議会は年 1 回総会を開き、県や国に対して陳情などを行い、福島事故後は安全協定の立地並み改訂を県や事業者に要請しています。しかしながら、立地並みの肝である「事前了解、立ち入り調査、原発停止命令」は改訂されていません。立地並み改訂要請から 5 年半経っていますが進展はありません。



## ☆これまでの福井県の安全協定の考察

安全協定の本来の目的である安全の確保はできているのでしょうか。一番貢献できたのは、1995年12月のもんじゅナトリウム漏れ火災事故の時に、福井県が立ち入り調査権を使ってもんじゅの中に入りビデオ撮影し放映したことです。これにより、動燃（現日本原子力機構）の隠ぺい体質が暴露され、事故が事件になったと言われ、うそつき動燃という言葉が流行りました。この立ち入り調査権が無ければ、もんじゅが事故後16年もの間停止になったかどうかはわかりません。そのおかげで私たちの安全が守られたことは否定できません。

事前了解は福井県と立地自治体が持っていますが、電力事業者や国に対して意見や注文をつけることはありますが、住民の安全を確保するために行使したとは言えないと思います。また原発停止命令の行使はありません。

以上のことより、もんじゅの立ち入り調査を除けば、県内の安全協定が安全の確保に役立っていないという結論になります。今までの安全協定は、第一義に「安全の確保」になっていますが、実質は権益確保のための協定になっています。加えて、立地協定には安全の確保の手だてがあるのですが、締結した当該自治体に安全確保の心構えが無ければ骨抜き協定になることもわかりました。安全協定を結ぶ自治体には、真の住民の安全を守る協定を結び実行することが問われています。

## ☆安全とは

私たち原発を抱える住民としては、住民の安全を考えると、原発を動かさないことが大前提です。それでも動かされてしまった原発については、どうしたら安全を守れるでしょうか。その一つとして安全協定があります。しかし前述したように骨抜き協定では守れません。

東海第二原発の再稼働について、6月19日、水戸市議会が現時点での再稼働を認めないとする意見書を採択したとの報道がありました。JAグループが再稼働に反対する方針を出すなど世論の存在が大きいと解説されていました。事前了解が明記された安全協定と共に世論のバックアップが大切であることを教えてくれています。

推進反対を問わず、誰しもが安全第一というし、国のエネルギー基本計画案の原子力政策の方向性の項目では、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下…」と書かれています。しかし現実には、安全はないがしろにされ二の次です。空しさが響く「安全」の二文字。

## ☆7月3日に準立地協議会が開催、協議会に要望書提出します

東海第二原発周辺6自治体と日本原電との新安全協定締結や、水戸市議会での東海第二原発の再稼働を認めないとする意見書可決のニュースに元気づけられ、福井の安全協定も新たな枠組みでの協定を結ぶことや、安定ヨウ素剤の事前配布など、準立地協議会に真に住民の安全を守ることを求める要望書を提出します。

複雑な立地環境の福井の原発ですが、立地や準立地、隣接や隣々接などの従来の枠組みを超えて、県内や県外の枠組みを超えて、真に住民の安全を守る協定を結ぶことが、自治体にも私たち住民にも問われています。



5月30日 越前町へ申入れ  
福井と関西の市民が共同で

福井県 若狭町 石地 優